

「タクシー業務適正化特別措置法施行規則及び旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令案について」に関するパブリックコメントの募集結果について

国土交通省では、令和 5 年 1 2 月 2 0 日から令和 6 年 1 月 1 9 日まで、「タクシー業務適正化特別措置法施行規則及び旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令案について」のパブリックコメントを実施し、広く国民の皆様からのご意見を募集いたしました。

その結果、本件に関して、14 件のご意見が寄せられました。

お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりとりまとめましたので公表します。

皆様方のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1 実施方法

- (1) 募集期間 令和 5 年 1 2 月 2 0 日（水）～令和 6 年 1 月 1 9 日（金）
- (2) 周知方法 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- (3) 意見提出方法 電子メール、F A X 及び郵送

2 意見数

提出意見数 14 件（提出者数 7 名）

3 問い合わせ先

国土交通省物流・自動車局旅客課  
電話番号 代表：03-5253-8111（内線 41242）  
直通：03-5253-8569

## ご意見の概要及び国土交通省の考え方

意見 No	ご意見の概要	国土交通省の考え方
1	<p>地理試験の廃止については賛成であるが、地理講習は地図上では確認できない地域利用客の特別な動態を含めた安全確保のための講習を実施しており、今後も地理講習は効果測定も含め実施されるとのことでよいか。(他1件)</p>	<p>ご認識の通り、地理講習は効果測定も含めて実施いたします。</p>
2	<p>試験廃止後に指定地域（特定指定地域も含む）において新たに登録された運転者が乗車する車両への地図の備付については、常に地図が表示されているカーナビと違い、地図アプリ等については、必要に応じて各種法令を順守しつつ、地図を表示することにて、利用者利便を確保することによろしいか。</p>	<p>当該事業用自動車の位置情報を常時かつ即時に受信し、当該位置情報を機器の映像面に表示された電子地図に表示する機能を求めることといたします。</p>
3	<p>カーナビ・地図アプリ等の使用方法をしっかりと教育する必要がある。</p>	<p>各事業者が導入しているカーナビや地図アプリについて、各事業者において運転者に対して適切に教育されているものと承知しており、引き続きこれを実施いただきます。</p>
4	<p>道を知っていることはタクシー運転者としての重要な資質の一つであり、試験があることでその資質を得ている者も多いと考えられ、苦情が増えることが予想される。</p>	<p>カーナビ・地図アプリが一般に普及した現在においては、運転者に当該試験の合格を求める必要性は低くなっているため、「地理」に関する試験は廃止することといたしました。一方で、地理試験の廃止に伴い、他の指定地域以外の地域と同様に地理の講習に伴う効果測定を行うこととしております。</p>
5	<p>「法令、安全、接遇」の科目のみ合格している者の取扱いは。</p>	<p>タクシー業務適正化特別措置法施行規則第三十九条第一項第一号の科目について合格点を得た者であって、改正前の本規則同条第五項の通知があった日から起算して二年を経過していないものがタクシーの運転者になろうとする場合には、その申請により、この省令による改正後の本規則第三十九条第</p>

		一項に規定する試験を免除することといたします。
6	運行中に更なる負担が運転者に強いられることになる。	現在においても紙地図の代わりにカーナビや地図アプリを活用いただいているところです。
7	地図本はじめ、カーナビゲーションを含め、更新が必要となり、事業者がしっかり更新しないと意味が無い。(他1件)	「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」により、原則として、製本地図の発行又は電子地図のアップデートから一定期間以上経過していないものとするを求めています。
8	機器に頼るのではなく、目で見て学習する機会が無くなるため、タクシーの基本である「最短で迅速に輸送する」ということが出来なくなるのではないか。	地理試験の廃止に伴い、他の指定地域以外の地域と同様に地理の講習に伴う効果測定を行うこととしております。
9	最低限の地理感覚は必要ではないか。	地理試験の廃止に伴い、他の指定地域以外の地域と同様に地理の講習に伴う効果測定を行うこととしております。
10	カーナビはサポート的に使用するべき。	カーナビ・地図アプリが一般に普及した現在においては、運転者に当該試験の合格を求める必要性は低くなっているため、「地理」に関する試験は廃止することといたしました。一方で、地理試験の廃止に伴い、他の指定地域以外の地域と同様に地理の講習に伴う効果測定を行うこととしております。
11	新人運転者のなかには、カーナビの確認に気を取られ、信号を見落とし赤信号に侵入して事故を起こす事案も起きている。道路交通法においては、カーナビなどの画面を注視することは禁じられている。	カーナビや地図アプリの利用に当たっては道路交通法を遵守いただく必要がございます。
12	ナビやアプリが普及していることから、地理試験廃止に賛成。	カーナビ・地図アプリが一般に普及した現在においては、運転者に当該試験の合格を求める必要性は低くなっているため、「地理」に関する試験は廃止することといたしました。